

様式第八号（第四十四条関係）（全三環全二・一部改正）

120ミリメートル	
80ミリメートル	
第 号	所 属 庁
氏 名 生年月日	
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原 子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染へ の対処に関する特別措置法第三十四条第五項の規定による証明書	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
都道府県知事（市町村長）	
印	
写真ちよう付	
都道府県（市町村） 印	

（表 面）

この証明書を携帯する者は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法抜粋

第三十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事等は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をするため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地又は工作物に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定をさせ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壌その他の物を無償で収去させることができる。

4 (略)

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 (略)